

失業なき労働移動支援のための連携協定書に係る変更協定書

令和2年11月25日付けで佐賀労働局（以下「甲」という。）、公益財団法人産業雇用安定センター佐賀事務所（以下「乙」という。）及び佐賀県（以下「丙」という。）との間で締結した失業なき労働移動支援のための連携協定書（以下、「原協定書」という。）について、原協定書第3条に基づき、その内容の一部を次のとおり変更する。

1. 協定名を次のとおり改める。
労働移動支援等のための連携協定書

2. 原協定書第1条を次のとおり改める。

第1条 佐賀県内の雇用情勢については、コロナ禍からの経済活動の再開等によってポストコロナ社会に向けて歩みを進めており、企業の生産性の向上に資する人材の育成や労働移動の円滑化等の支援により、企業活動を促進し、雇用の安定化に向け更なる好循環を生み出していく必要がある。

こうしたことから、佐賀労働局（以下「甲」という。）、公益財団法人産業雇用安定センター佐賀事務所（以下「乙」という。）及び佐賀県（以下「丙」という。）が相互に情報共有や緊密な連携を図ることにより、雇用の安定化に向けて協働して取り組むことを目的とする。

3. 原協定書第2条を次のとおり改める。

第2条 甲、乙及び丙は前条の目的を達成するため、以下の事項について、情報を共有し連携した取組を行う。

- (1) 生産性の向上に資する人材育成支援
- (2) 事業再構築に必要な人材の受け入れ支援
- (3) 在籍型出向による雇用維持支援
- (4) 前各号の取組を促進するための情報発信やニーズの把握
- (5) 労働移動に関する支援の他、賃金上昇に取り組む事業主の支援などその他連携が必要と認められる事項に関すること

2 甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項について定期的に情報交換と協議を行うものとする。

4. 本変更協定書は令和5年4月1日から効力を生じるものとする。

本変更協定書の締結に証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年3月29日

甲 佐賀市駅前中央三丁目3番20号

佐賀第2合同庁舎

佐賀労働局

職業安定部長 三宅 秀朋



乙 佐賀市駅南本町 6 番 4 号佐賀中央第一生命ビル
公益財団法人産業雇用安定センター
佐賀事務所長 上野 知雅



丙 佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号

佐賀県

産業労働部長 寺島 克敏

